

中小企業組合等支援施策情報

■経済産業省平成23年度3次補正予算が成立しました。

11月21日(月)、平成23年度経済産業省第3次補正予算が成立しましたので、中小企業関連の一部について、その概要を紹介します。

1 中小企業向け資金繰り支援

①東日本大震災復興特別貸付(日本政策金融公庫・商工組合中央金庫)

対象者 東日本大震災によって直接・間接に被害を受けた中小企業の方など

貸付期間 最長20年 **金利引き下げ** 最大▲1.4%

②東日本大震災復興緊急保証(信用保証協会)

対象者 東日本大震災によって直接・間接に被害を受け田中小企業の方など

保証限度額 最大2億8千万円

保証割合 100%保証 (セーフティネット保証や一般保証とは別枠)

③セーフティネット保証(5号)(信用保証協会)

対象者 円高の影響により業況が悪化していることについて、市町村長の認定を受けた中小企業の方

保証限度額 最大2億8千万円

保証割合 100%保証 (一般保証とは別枠)

2 戦略的基盤技術高度化支援事業(中小企業庁創業・技術課)

東日本大震災や円高の影響を受けた我が国中小製造業の競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、特定ものづくり基盤技術(鑄造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に資する中小企業の研究開発から試作まで含む取組を支援します。

支援対象 ものづくりを行う中小企業(ただし、「中小ものづくり高度化法」に基づく計画認定が必要です。)

支援金額等 1件あたり数百万～最大9千万円(予定)

3 新たな生産設備の導入支援(中小企業庁創業・技術課)

供給網の中核となっている部品・素材、高付加価値品用の生産設備を新たに導入する中小企業を支援します。

支援対象 供給網における中核的な部品・素材、成長分野における高付加価値品の生産に使用する工作機械・プレス機械等に必要な取得費

補助率 中小企業 取得費の1/2以内(グループ化した中小企業 2/3以内)

■円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例(厚生労働省)

厚生労働省では、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部を支給する雇用調整助成金を実施していますが、この度、円高の影響を受けた事業主に対する特例が設けられました。

特例

①生産量等の確認期間を、最近3ヵ月ではなく最近1ヵ月に短縮

②最近1ヵ月の生産量等がその直前の1ヵ月前又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする。

助成金の支給額

中小企業・・・助成率 4/5(一定の要件を満たした場合は、9/10)

詳しい内容につきましては、下記、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001qvft.html>